**暴力団排除等に関する誓約書**

　令和　年　月　日

延岡市長　読谷山　洋司

　　　　　　　　　　　　　　　　　（会社名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　（役職・代表者名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人番号）

当方は、延岡市へのまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附の申し出にあたり、下記の事項について誓約します。

また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

なお、必要な場合には、宮崎県警察本部に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を延岡市から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

１　当方の役員等（役員又はその支店若しくは営業所の代表者、団体である場合にはその代表者又は理事をいう。以下同じ。）は、延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「条例」という。）第２条第３号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）ではありません。また、将来においても同様です。

２　当方は、条例第２条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団関係者が経営し、又は経営に実質的に関与していません。また、将来においても同様です。

３　当方は、役員等が暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し又は使用していません。また、将来においても同様です。

４　当方の役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していません。また、将来においても同様です。

５　当方の役員等は、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与いたしません。また、将来においても同様です。

６　当方の役員等は、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。また、将来においても同様です。

７　当方は、自ら又は第三者を利用して次に該当する行為を行っていません。また、将来においても同様です。

　（１）暴力的な要求行為

　（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

　（３）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

　（４）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

　（５）法令又は公序良俗に反する行為

　（６）その他前各号に準ずる行為